

訴 状

教育資料無断使用料他 請求 事件

訴訟による審理及び裁判を求める。

岐阜簡易裁判所 御中
令和 元年 5 月 7 日

原告	住 所	〒502-0916 岐阜県岐阜市西中島 丁目 番 号	
	氏名 (会社名・ 代表者名)	株式会社 テクノ・リアライズ 代表取締役 ○○○○	
	Tel 058-215- 携帯 080- - Fax 058-215-		
	送達場所等 の届出	下記その他の場所 (原告との関係: 事務所) 〒502-0916 岐阜県岐阜市西中島 3 丁目 2 - 9 受取人 株式会社 テクノ・リアライズ ○○○○	
被告	所 在 地	〒 ○○県□□市 町 丁目 番	
	氏名 (会社名・ 代表者名)	株式会社 □□ 代表取締役 △△	
	Tel 058- - 携帯 090- - Fax 058- -		
添付書類		(受付印)	
商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) 甲第 1 号証から甲第 7 号証 各写し			
訴訟物の価格	1, 1 9 6, 3 4 5 円		
収入印紙	1 2, 0 0 0 円	係 印	
郵便切手	6, 4 5 0 円		

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対して、次の金員を支払え。
金 1, 196, 345 円
 - 2 上記金員に対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで
年 3 パーセントの割合による遅延損害金
 - 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決および仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第 1 経緯等

- 1 被告代表者である△△△△氏は、外部教育機関での講師を実施していたが、1 日の講師代が 30, 000 円と低いことに不満を持っていたため、原告の代表者○○○○は、会社の設立を勧め、定款（甲第 1 号証）作成等を行い、平成 29 年 7 月に設立させた。
- 2 この時の出資金は、△△△△氏が 1, 200, 000 円、○○○○が 1, 000, 000 円および◇◇◇氏が 800, 000 円であり、△△△△氏が代表取締役、○○○○と◇◇◇氏が取締役に就任した。
- 3 被告は、会社設立にあたって、「会社の本店住所は、□□市では、受講生が集まらないので、○○市としたい。ついては、原告の事務所（教育センター）が法人登記の住所でないことから、そこを借りたい。」と申した。それを原告は、受け入れ、原告が事務所としている地番である岐阜市西中島 3-2-9 を貸すこととした。

第 2 決算書作成

被告は、平成 30 年度の決算を原告の勧めで同一の会計ソフトを購入し開始した。しかし、2 か月が経過しても一向に進んでいないため、○○○○に対し手伝ってくれるよう依頼してきた。このため、○○○○は、平成 30 年 4 月から 5 月に掛けて、自分の会社の決算書を持参し、それを見本として、会計ソフトの入力修正および決算書および添付書類の作成を行い、決算書を完成させた。

第 3 フルハーネス型墜落制止用器具取扱作業特別教育講師養成講座の計画（1）

平成 30 年 6 月に高所作業における安全帯の使用に関する法令が大幅に改正された。このため、原告はその対応に動いた。

- 1 改正の内容は、『安全帯』の名称が『墜落制止用器具』に変更となり、墜落時に地上に到達しない高所（6.75 m を超える箇所）では、フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務化されたことである。また、作業床がない箇所でフルハーネス型墜落制止用器具を使用する際には、『特別教育』を実施することが義務化された

のである。

- 2 ○○○○は、平成30年10月に被告が開催した特別教育を受講し、その後、東京の教育機関で『特別教育講師養成講座』を受講した。東京の教育機関では、6時間を4人の講師が分担して実施したが、現場経験のない30歳程度の若い人も講師となっており、講座のレベルが低く、少しがっかりする内容であった。

このため、○○○○は、『特別教育』は元々事業者に課せられた義務であることから、被告が実施している『特別教育』よりも『特別教育講師養成講座』を立ち上げるべきであると考え、△△△△代表に『講師養成講座の開講を提案する』とともに△△△△が海外出張に出向いている間に準備を進めた。(甲第2号証)

- 3 原告は、講座運営のポイントは、受講者は教育のための各種資料の他、原告が作成したパワーポイントを提供することが重要だと考え、それを原告のホームページ上からダウンロードできるようにした。(甲第3号証)
- 4 ホームページでは、ヤフーやグーグルで検索した時に1ページ目にヒットするよう広告掲載単価を検討した。結果、1クリックあたり95円となったが、受講者確保の観点から多数のキーワードをこの価格で広告掲載した。

第4 フルハーネス型墜落制止用器具取扱作業特別教育講師養成講座の計画(2)

- 1 原告は、準備が完了し、被告の△△△△代表が帰国したため、一連の結果を説明するとともに運営面の協力を依頼した。
- 2 原告は、被告に対し、原告が作ったパワーポイントのデータを「急ぎで作ったので、悪いところは直してください。また、不足があれば追加してください。」と言ってUSBに保存して渡した。これに対して、被告は、「教育計画表(指導案)や墜落制止用器具点検表を作る。」と述べた。
しかし、被告は当然、不足分などを作成してくれるはずであったが、何も作成しなかった。

第5 フルハーネス型墜落制止用器具取扱作業特別教育講師養成講座の運営

- 1 原告は、講座の運営方法について、当初は「被告がメインで原告がサブでやりましょう。」と提案したが、あまりの申込みの多さに驚き、急遽再提案し、各々での実施および原告がメインで被告がサブとなるものを計画した。なお、テキストは建災防からの購入分と自前のパワーポイント印刷版とした。
被告がメインとなるものは、今年1月16日を始め4回を計画した。このときの、受講者の申込み受付方法は、当初開始の1か月間は、原告がメールで受ける方法とし、受講者一覧表や修了証も原告が作成した。なお、最終的には実績3回であった。
- 2 原告は、『独自に先行して平成30年12月21日に実施する旨』を被告に伝え実施した。また、今年1月10日に岐阜市生涯学習センターにて、原告がメイン、被告がサブのものを計画し、被告に提案した。結果、被告の都合により、1月11日に変更することとなった。(甲第4号証)
- 3 被告のみでの実施は、今年1月8日が初回であり、△△市で◇専務の協力の下に実施した。

第6 被告からの無理な依頼等に対する対応

1 原告は、平成30年12月以降、開設したホームページや講座運営内容等について、被告からの無理な依頼や講座（講師）不参加通知などで対応に苦慮した。

被告は、原告がホームページに掲載したフルハーネス型墜落制止用器具の装着方法について、「貴方は、腰に付けるベルトを『胴ベルト』と説明しているが、胴ベルトではなく、『作業ベルト』だ、ホームページを直した方がよい。」と言って修正を求めてきた。（しかし、2月1日に施行された規格では『胴ベルト』と定義されており、被告の言っていることは間違いであることが後で判明した。）

さらに、被告は「貴方は、パワーポイントにおいて、建災防のリーフを切り取って使用しているが、これは著作権の問題があるからダメだ。建災防が言っているから消すべきだ。」とも言ってきた。

これの対し原告は、大変手間が掛かったが、ホームページの装着方法の箇所に注釈を入れるとともに、建災防のリーフ関係を削除したパワーポイント『V e r 2』をアップした。

しかし、原告は、当初は仕方なく言われるままに対応したが、よく考えると『建災防のリーフは、厚生労働省の委託事業にて作られており、この著作権は厚生労働省に帰属しているはず』と被告の言動に疑問を持った。そこで、建災防の本部に確認した。結果、本部の担当者は、「貴方の言うとおりで。何処の支部がダメだと言ったのか、教えてくれ。」という回答であり、逆質問が返ってきた。

2 被告は、今年1月8日に△△市において、第1回講座を実施したが、原告に対して何の報告もなかったため、被告に問い合わせた。結果は、「実技に力を入れてやった。」とみの回答であり、詳しい報告はなかった。しかし、原告としては、パワーポイントのデータを渡していることに加えて、ホームページから各種資料がダウンロード可能であることから、この点について聞いたかったが、被告は詳しく説明してくれなかった。また、後日再度この点について質問したが「一切答えない。」とまで、言ってきた。

3 被告は、「1月11日は都合が悪くなった。私は不参加とする。」と伝えてきた。このため、原告は代替えの講師を探すとともに、被告が実施するはずであった午後担当分のパワーポイントを制作時間の確保に苦勞して作成した。

4 被告は、原告が前に「直してくれ。（悪いところは修正してくれ。）」と言って渡したパワーポイントのデータを直して原告に渡すことはなかった。また、被告が「俺が作る。」と言っていた『指導案』や『点検表』は作らなかった。（逆に被告は、PPTの二次使用を行った。）

5 1月16日は、協同実施の第1回講座であった。協同実施については、原告の提案で午前の部の講師を〇〇〇〇、午後を△△△△氏として、計画（原告がカリキュラムを作成し、事前に被告に提示）し、実施した。（なお、当日は、予定どおり実施したが、被告が将来のために依頼した2人の別の講師が勉強で参加した。）

原告は、午前中の担当分を沢山のパワーポイントにて、法令改正の経緯や講師としての資質アップのための教育資料など（パワーポイントのバージョンは『V e r 3』）を作って説明した。

6 被告は、△△市および□□市で多数の講座を計画したが、そのPRを原告のホームページにて実施するよう要求（指示）してきた。これに対して、原告は被告の講座を紹介するホームページのサーページを作り、被告の指示どおり、開催地、開催日および申込先を掲載した。原告は、多忙であるにも拘わらず、被告からの要求にその都度対応してきた。

7 原告は、ホームページでの広告掲載料が、200,000円/月を超えたため、被告に対し、広告料の一部負担を請求した。これに対し、被告は、「受講生数に比例して負担してはどうか。」と述べた。原告は、『被告は、原告のお陰で受講生を獲得している』のに、受講生比例という意外な提案をしたため、原告の社員と相談した。結果、『人のフンドシで相撲を取っているのだから50%もらうべきだ。』との結論に至った。（最終的には、代表である〇〇〇〇の判断で40%を請求し、被告から受領した。）しかし、2月分については、未請求である。

8 2月に入ると原告のホームページが時々ダウンするようになった。その理由は、被告の講座の受講生からの大量アクセスが原因であった。

また、被告の講座を受けた受講生から問合せの電話が殺到した。内容は、「貴社のホームページからパワーポイントをダウンロードしようとしたが、ダウンロードできない。また、特別教育の問題と解答も同様である。」との問合せであった。

第7 費用の請求

1 前述した第6に関して未精算分があるため、それを請求する。

(1) ホームページでの広告掲載費（2月分：1月以前は受領済） 81,345円
（ヤフーおよびグーグルへの支払い分の一部：甲第7号証）

(2) 原告のホームページ紹介および資料データ利用料 60,000円
（3月25日以降での被告受講生からの問合せ対応費）

(3) 講座準備代〔原告の各種資料を被告が使用した 160,000円
ことでの業務軽減代（チラシ、カリキュラム、募集要項、ホームページデータ等）〕

2 定款の作成費、決算書の作成費および本店住所貸代を請求する。

(1) 定款作成費 50,000円

(1) 決算書作成費 180,000円

(2) 本店住所貸代 100,000円

3 特別教育修了証データ代等の再精算（第8の3）および原告が被告提供した講師養成講座の修了証データ代を請求する。

(1) 特別教育修了証データ代等の再精算 45,000円

(2) 講師養成講座修了証データ代（賞状タイプでレイアウト作成） 40,000円

4 被告が1月11日の講座を急遽不参加としたための対応費を請求する。

(1) 代替講師の手配および被告担当分のパワーポイント資料作成 160,000円

5 パワーポイントデータの無断使用料を請求する。

(1) パワーポイントデータ無断使用料および利潤を上げた対価 320,000円

以上の合計 1,196,345円を請求する。 以上